

■専用利用 ■ ※令和8年4月1日からの利用料金です

専用利用施設	利用料金 1時間当たり	利用目的
下松スポーツ公園 トラックワンアリーナ	2260	
公園総合グラウンド	760	アマチュアスポーツ レクリエーション及び文化行事
下松葉山グラウンド	340	
下松スポーツ公園球技場	2430	

備考

- 1 専用利用とは一つの施設の全部を4時間以上利用すること。
 - 2 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として徴収する。
 - 3 利用時間の前および利用時間を超えての利用については、1時間につき利用料金に1.5を乗じて得た額を徴収する。
 - 4 準備・後片付けも利用時間に含む。
- ※ 営利又は商業宣伝を目的とする利用や、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は別の料金規定があります。下松スポーツ公園体育館管理事務所へ、ご相談下さい。